

| | |
|------------------|---|
| Title | 伊豫上代史考 伊曾乃神社(大倉桑馬 松岡静雄共著, 郷土研究社發行) |
| Sub Title | |
| Author | 松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1933 |
| Jtitle | 史学 Vol.12, No.1 (1933. 4) ,p.163- 164 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 書評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330400-0163 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

伊豫上
代史考 伊曾乃神社

大倉柔馬 共著
松岡靜雄
郷土研究社發行

伊豫國新居郡戸村に伊曾乃神社があり、現在は一縣社にすぎないけれども、すでに稱徳紀、延喜式などにもあらはれ、中世ではわが國の有數の大社であつたが、その祭神について古來種々の説があつた。それを松岡靜雄氏が、(一)郷土史的考察、(二)氏族の考察、(三)民族信仰的考察の三章に分つて、主として『文献考古學的知識に照し、其の郷土の開發、之に關與した氏族の分布を考察し、如何なる機會に於て如何なる神が祭祀せられたかを推定し、終に景行天皇の皇子武國凝別皇子が此地に來て開拓したる後、皇祖天照大神の神靈を奉祀し、而して命御自身も葬後こゝに合祀され、その子孫たる御村別氏の氏神となられたものであると論斷された。單に地方における一神社の祭神の考定にすぎないのであるけれども、しかし伊豫國が國生み神話において四國の總名に用ゐられてゐるほどわが古代史に重要な意義を有した國であるといふ理由からのみでなく、松岡氏の研究法がわが古代史研究にとつて注意すべきものであり、またその結論がわが神社問題に對して重大な示唆を含んでゐる點において、本書は十分重じられね

ばならない。氏の研究法の最も著しい特色は、(一)豊かな言語學上の知識を應用して地名などに對し新解釋を下してゐること、(二)傳説が決して空想漫談でなく、その中に若干の事實が含まれてゐるとなし、あくまで傳説を活かして史實を檢出しようとしてゐることであつて、この點は新井白石の古代史研究法の新しい復活を思はせるものがある。しかし本書の論斷に對して伊曾乃神社が御村別氏の氏神としても、その創設年代が不明であるのに、直ちにその祖の武國凝別皇子の創設したものとなすのは何に基くのであらうか。恐らくそれはこの祭神が天照大神であるといふ在來の多くの説に合致せんがために、大神を祖靈として奉齋すべきは皇族でなければならぬといふ理由から、その創設者を皇子に擬定したのではなからうかといふ疑すら起させるのである。吾々は單純に御村別氏の氏神としては、天照大神よりも、むしろその祖武國凝別皇子を主神とせねばならぬもののやうに思ふ。また皇子がその祖靈を祀るに、その父たる天皇をさし置いて天照大神を祀つたものかどうかも、もつと明かにされねばならない。更に氏はその結論において神社對宗教の問題を論じられた。即ち國家が國策上の見地から神社を所謂宗教以外に置かうとするのは、我民族固有の祭祀が國家的社會的發露で、個人のためにするのでないといふ理由に基くものであらねばならぬが、他宗徒が之に反對するのは、現在の神社に於て盛に個人的宗教行事が營まれるからである。しかし世界無比の理想的國體の觀念を失はざらんがためには、『マツリコト(政)の基調たる社會的祭祀を保存し、族祖崇拜思想を培養する必要があり』、それがためには『宗教的神社と民族的神社と

を區別し、さうして國家的見地から後者に對し特別の取扱をせねばならぬとするのである。誠に暗示多き所論であるけれども、しかし實際において神社が崇拜の對象となる場合にはその祭神が如何に民族的性質のものであつても、全く個人的動機を失ふことはできないであらうし、また宗教的神社と民族的神社との區別が果して徹底的に明確になし得らるかどうか、もしできたとしても民族的神社が却つて一般民衆の心から離れてゆきはしないであらうか。もし神社が單に國民道德の對象にとどまるものならば、神社の形式が時代とともに變化してもいいわけであらう。がとにかく神社對宗教は我國に於ける重要問題の一であり、これに對してなされた松岡氏の新提案は國民のひとしく深思せねばならぬのである。(松本芳夫)

系譜精表

(佐藤小吉著)
東洋圖書株式會社發行

「歴史を續くにあたつて系譜及び年表、地圖の必要なことは言ふまでもない。……然るに年表及び讀史地圖の手頃のものは乏しくないが、獨最も必要な系譜の未だ坐右に備ふるものはないのは甚だ遺憾なことである」といふ趣旨から、著者が多年の經驗に基いて、主として高等専門諸學校の國史參考書として本書を公刊されたのである。その内容は第一神代御系譜、第二歴代天皇御系譜、第三皇族御系譜、第四諸家系譜、第五佛教諸宗派系、第六繪畫諸派系(附茶道、猿樂、佛工、香道諸派系)、第七朝鮮歴代系、第八公家、大名表、及び索引から成り、その表記法にいろいろ苦心の

跡がうかがはれ、參考書として誠に重寶である。吾々が讀史に際して常に苦む一つのことは人名の讀方である。本書においてはむつかしい人名にまゝ振假名を附せられてゐるのは有難いが、この親切をもつとひろく及ぼしてもらひたく、また著名な人物の母の表記もねがはしいものである。従來系譜においては母系はほとんど無視されたのであるけれども、新時代の系譜としてはかういふ點も考慮されていいと思ふ。尤も本書においては婚嫁の表記があるから、女の實家の系譜において知りうる場合はあるけれども、婚家の系譜においても註記されれば一層便利である。(松本芳夫)

北安曇郡郷土誌稿

第四輯(俗信傳誌篇)

(信濃教育會北安曇郡會編郷土研究社發行)

天草島民俗誌

(濱田隆一著郷土研究社發行)

この兩書は共に最近郷土研究社から發行されたものである。前者は長野縣北安曇地方の俗信傳誌集であつて、収録されたもの、總て四千六百、これが十五種類に分類されてゐる。分類に際して編纂者は渺なからず頭を悩まされたようであるが、若しこれ以上の分類を要求する者があるとすれば、要求する方が間違つてゐる。要は、捨て置けばもう近い將來に湮滅すべき口碑を、一刻も早く記録固定することであつて、その場合、分類は便宜に従ふ程度で差支ないと思ふ。これが整理や解釋や利用は更に次の問題とすべきである。吾人は此の種の努力が全國各地の郷土研究者によつて速かに遂行せられん事を希望する。而してその場合、必らず